

第31号議案

府立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針について

京都府教育委員会基本規則第17条第6号の規定により、別紙のとおり提出します。

令和元年7月11日

教育長 橋本 幸三

提出の理由

公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（平成31年1月25日文部科学省策定）に基づく方針を定めるために提出するものである。



【案】

**府立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針【概要】**

令和元年●月●日京都府教育委員会策定

**1 趣 旨**

府立学校における教職員の働き方改革の実現に向け、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（平成31年1月25日文部科学省策定）4.(1)①に基づき、府立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針を定める。

**2 方針の対象者**

府立学校に勤務する教育職員（給特法第2条に定める教育職員をいう。）

**3 勤務時間の上限の目安時間**

※ 文部科学省ガイドラインと同じ

**【原則】 上限の目安時間**

超過勤務 ① 1 か月 45時間以内、② 1 年間 360時間以内

**【特例】 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合**

超過勤務 ① 1 か月 100時間未満、② 1 年間 720時間以内  
※複数月平均80時間以内、月45時間超は年間6か月以内

※ 文部科学省ガイドラインによる「在校等時間」を本方針の「勤務時間」とする。  
※ 「臨時的な特別の事情」とは、学校事故等が生じて対応を要する場合、指導上の重大事案が発生し児童生徒等に深刻な影響が生じている等場合などを指す。  
(例) 学校事故等やいじめ・学級崩壊等の場合、非常災害の場合など

**4 取組方針**

「教職員の働き方改革実行計画」（平成30年3月6日京都府教育委員会策定）に基づき、同計画に掲げた取組を着実に実行するとともに、次に掲げる取組を実行する。

更なる業務改善の取組

- (1) 重点業務削減対策の検討・実施  
教育委員会実施事務・業務を含め、可能なものから対策を実行  
府立学校「働き方改革」実行プロジェクトチームの設置
- (2) 先進校の取組の全校実施  
夜間の電話対応の見直し等
- (3) 校務分掌の業務量の平準化に向けた取組の強化
- (4) 教職員の意識改革
- (5) 教職員の働き方改革に向けた情報発信

## 5 段階的目標の設定

### (1) I期（元～2年度）

段階的目標	<b>【原則】</b> 1か月 80時間以内 100%、1か月 45時間以内 60%
働き方のルール(取組)	<b>◆統一的取組</b> ※「教職員の働き方改革実行計画」に基づく取組の徹底 ①午後8時までの退勤を徹底 （定時退勤及び可能な限り早期退勤の奨励、ノー残業デーの実施） ②部活動指導指針に基づく学校方針の遵守 （月2回の土日休養日の設定を奨励、複数指導体制の活用） ③週休日の振替等の徹底 <hr/> <b>【目安】</b> [平日] 月50時間以内（＝2.5時間×20日） [土日] 月30時間以内（＝5時間×6日）

### (2) II期（3～4年度）

段階的目標	<b>【原則】</b> 1か月 60時間以内 100%、1か月 45時間以内 80%
働き方のルール(取組)	<b>◆統一的取組</b> ①午後7時30分までに退勤 （定時退勤及び可能な限り早期退勤の奨励、ノー残業デーの徹底） ②部活動指導指針に基づく学校方針の遵守 （月2回以上の土日休養日設定を標準化、複数指導体制の徹底） ③週休日の振替等の更なる徹底 <hr/> <b>【目安】</b> [平日] 月40時間以内（＝2時間×20日） [土日] 月20時間以内（＝4時間×5日）

### (3) III期（5年度）

段階的目標	<b>【原則】</b> 1か月 45時間以内 100%
働き方のルール(取組)	<b>◆統一的取組の更なる徹底</b> ①午後7時までに退勤、②・③はII期と同じ

## 6 留意事項

- (1) 段階的目標及び働き方のルールの進捗状況等を踏まえて必要に応じてローリング
- (2) 実行計画の評価指標1（時間外勤務の縮減）は、方針5の段階的目標に読み替え
- (3) 在校等時間が一定時間を超えた者に対し、医師による面接指導を実施
- (4) 上限の目安時間の遵守を形式的に行うことの目的化の防止等

## 【案】

# 府立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針

令和元年●月●日  
京都府教育委員会

## はじめに

平成29年10月に京都府教育委員会が実施した調査の結果により、府内の教育職員の勤務実態が大変深刻な状況にあることが明らかとなり<sup>注1</sup>、国の動きも踏まえ、京都府教育委員会では、平成30年3月に「教職員の働き方改革実行計画」を策定し<sup>注2</sup>、各府立学校並びに府内の各市町(組合)教育委員会及び各市町(組合)立学校と連携・協働して、「教職員の働き方改革」の取組を強力に推進してきたところです。

そうした中、労働法制全体では、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第71号)により、罰則付きの時間外労働の上限規制が導入されるとともに、事業者に対する労働時間の状況の把握義務が明確化され、原則として平成31年4月から施行されました。

また、国家公務員においても超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定める措置を講じることとされ、同年4月から施行されたことから、京都府においても人事委員会規則が改正され、官公署に勤務する京都府職員及び公立学校に勤務する教育職員に対して、時間外勤務命令の上限設定等の措置を講じることとされ、同年5月から施行されたところです。<sup>注3</sup>

一方、公立学校の教育職員については、いわゆる「超勤4項目」以外の業務に対応している時間外勤務が長時間化している実態を踏まえ、文部科学省において、学校における働き方改革の総合的な方策の一環として、平成31年1月、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が制定されたところです。

このガイドラインは、いわゆる「超勤4項目」以外の時間外勤務も含めて「在校等時間」として外形的に把握し、民間や他の公務員に準じた時間外勤務の上限の目安時間を設定し、服務監督権者である教育委員会に対し、所管の公立学校についての方針等の策定を求めています。<sup>注4</sup>

京都府教育委員会は、こうした労働法制全体の動きや国家公務員及び地方公務員に対する措置を踏まえつつ、同ガイドラインに基づき、「府立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を定め、「教職員の働き方改革」の実現に向けた取組を一層強力に推進します。

注1. 月80時間以上の超過勤務者の割合が、小学校で52%(全国34%)、中学校で72%(全国58%)、高等学校で38%、特別支援学校で31%に及んでいる(平成30年2月6日京都府教育委員会「平成29年度公立学校教員勤務実態調査の集計(速報値)」)。「全国」は、文部科学省「教員勤務実態調査(平成28年度)」の数値。

注2. 「教職員の働き方改革実行計画」(平成30年3月6日京都府教育委員会策定)。

注3. 「職員の勤務時間に関する規則」(昭和31年京都府人事委員会規則6-2)が一部改正され、国家公務員に対する措置に準じた時間外勤務命令の上限設定等の措置が講じられた。「時間外勤務命令の上限の設定等について」(平成31年4月26日付け1教企第250号京都府教育委員会教育長通知)。

注4. 「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」(平成31年1月25日文部科学省制定)。

## 1. 趣 旨

府立学校における「教職員の働き方改革」の実現に向け、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（平成31年1月25日文部科学省制定。以下「ガイドライン」という。）4.(1)①に基づき、府立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針（以下「方針」という。）を定める。

## 2. 方針の対象者

方針は、ガイドライン2.に基づき、府立学校に勤務する教育職員（「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員）を対象とする。

なお、給特法の対象とならない職員については、労働基準法に定める時間外労働の規制が適用される。

○公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（抜粋）

第2条

2 この法律において、「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長（園長を含む。次条第1項において同じ。）、副校長（副園長を含む。同項において同じ。）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

## 3. 勤務時間の上限の目安時間

ガイドライン3.(1)による「在校等時間」を方針の対象とする「勤務時間」とした上で、ガイドライン3.(2)を踏まえ、府立学校の教育職員の勤務時間の上限の目安時間を次のとおり設定する。

### (1) 上限の目安時間（原則）

- |                            |         |
|----------------------------|---------|
| ① 1か月の超過勤務時間 <sup>*1</sup> | 45時間以内  |
| ② 1年間の超過勤務時間 <sup>*2</sup> | 360時間以内 |

※1 1か月の在校等時間の総時間から「職員の給与等に関する条例」（昭和31年京都府条例第28号。以下「条例」という。）で定められた勤務時間の総時間を減じた時間

※2 1年間の在校等時間の総時間から条例で定められた勤務時間の総時間を減じた時間

## (2) 特例的な扱い

上記(1)を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、次の時間を超えないようにすること。

- ① 1か月の超過勤務時間<sup>\*1</sup> 100時間未満  
連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月又は6か月）のそれぞれの期間について、各月の超過勤務時間の平均は、80時間以内
- ② 1年間の超過勤務時間<sup>\*2</sup> 720時間以内  
1か月の超過勤務時間が45時間を超える月は、1年間に6月まで

この場合において、「臨時的な特別の事情」とは、通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に、所定の勤務時間外に勤務をせざるを得ない場合とする。

具体的には、例えば、学校事故等が生じて対応を要する場合や、いじめやいわゆる学級崩壊等の指導上の重大事案が発生し児童生徒等に深刻な影響が生じている、また生じるおそれのある場合などが想定される。

そのほか、具体の事案の内容に応じて判断することとなるが、非常災害の場合や上記以外で他律性の高い業務（業務量、業務の実施時期その他の業務に関する事項を自ら決定することが困難で、学校として対応せざるを得ない責務を有する業務）が生じた場合が想定される。

## 4. 取組方針

上記「3. 勤務時間の上限の目安時間」を最終目標として、平成30年3月6日策定の「教職員の働き方改革実行計画」に基づき、同計画に掲げた取組を着実に実行するとともに、次に掲げる更なる業務改善の取組を実行する。

### ○ 教職員の働き方改革実行計画

#### <取組方針> 8つのテーマ

1. 学校運営・指導体制の充実・強化
2. 専門スタッフの配置等の促進
3. 部活動運営の適正化と教員の負担軽減
4. 学校業務の更なる改善の推進
5. 学校組織マネジメント力の更なる向上
6. 学校における「勤務時間」を意識した働き方の推進
7. 学校・家庭・地域の役割分担と連携・協働の推進
8. 数値目標の設定による進捗管理

### (1) 重点業務削減対策の検討・実施

府立学校における「教職員の働き方改革」の実現に向けた取組の実行を加速させるため、プロジェクトチーム等において重点業務削減対策を検討し、教育委員会実施の事務・業務を含め、可能なものから対策を実行する。

検討にあたっては、新しい時代に向けて府立学校が直面している教育改革の課題に果敢にチャレンジする「教職員の働き方改革」の趣旨を踏まえ、教育の成果を落とすことなく投入する資源や時間を減らすとともに、学び続ける教育職員の資質・能力を高めるための時間を増やす視点に立って、聖域を設けることなく、ゼロベースでの点検・見直しを早急に行うこととする。

#### ◆ 府立学校「働き方改革」実行プロジェクトチーム

(構成)

リーダー	管理部長
校長会代表	高等学校代表 2 名、特別支援学校代表 2 名
教育庁職員	高校教育課・特別支援教育課の職員
庶務	教職員企画課長

※ 検討テーマによって関係課の職員も招集

### (2) 先進校の取組の全校実施

この間、「教職員の働き方改革実行計画」に基づき、各府立学校において様々な業務改善の取組が実施されている。

このうち、長時間勤務の是正に効果が高いと考えられる先進的な取組について、全校で実施できるようプロジェクトチームで検討し、実行する。

(統一的取組の例)

夜間の電話対応の見直し、生徒の欠席連絡のweb方式化 など

### (3) 校務分掌の業務量の平準化に向けた取組の強化

平成30年4月から本格実施した「勤務時間記録システム」による個々の教育職員の時間外勤務の状況によれば、毎月、長時間の時間外勤務をしている教育職員は、固定化している傾向にある。

そのため、「時間外勤務の縮減等による教職員の総実勤務時間の短縮について」(平成31年4月1日付け1教企第176号京都府教育委員会教育長通達)で示した取組内容にも留意しながら、各学校において、校務分掌の業務量の平準化などに向けた取組を一層強化していくこととする。

#### (4) 教育職員の意識改革

勤務時間の上限の目安時間を遵守し、「教職員の働き方改革」を実現していくためには、教育職員一人一人の働き方そのものの価値観の転換が必要であることから、引き続き、意識改革に向けた取組を進める。

#### (5) 教職員の働き方改革に向けた情報発信

方針に基づく取組を実行し、「教職員の働き方改革」を実現していくためには、保護者や地域社会の理解と協力が不可欠であり、府立学校における教育の質の維持向上を図るとともに、「教職員の働き方改革」に向けた取組を広く情報発信する。

### 5. 段階的目標の設定

府立学校の教育職員の勤務実態の現状を踏まえ、段階的目標（別表1）を設定して着実に取組を進めるものとする。

## 6 留意事項

#### (1) 実施期間

実施期間は5年間を目途に設定しているが、段階的目標及び働き方のルールの進捗状況等を踏まえて必要に応じてローリングする。

#### (2) 評価指標（KPI）の読み替え

「教職員の働き方改革実行計画」に定める評価指標（KPI）の1（教員の時間外勤務の縮減）は、本方針の5に定める段階的目標に読み替える（別記2）。

#### (3) 医師による面接指導

教育職員の健康及び福祉を確保するため、別に定めるところにより、在校等時間が一定時間を超えた者に対し、医師による面接指導を実施する。

#### (4) 方針の趣旨に反する行為

上限の目安時間の遵守を形式的に行うことが目的化し、真に必要な教育活動をおろそかにしたり、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させたりすることがあってはならないこと。

さらに、上限の目安時間を守るためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加してしまうことは、方針の趣旨に反するものであり、厳に避けること。

## 別記 1 段階的目標

### (1) I 期 (元～2年度)

段階的目標	<b>【原則】</b> 1 か月 80時間以内 100%、1 か月 45時間以内 60%
働き方のルール(取組)	<b>◆統一的取組</b> ※「教職員の働き方改革実行計画」に基づく取組の徹底 ①午後 8 時までの退勤を徹底 (定時退勤及び可能な限り早期退勤の奨励、ノー残業デーの実施) ②部活動指導指針に基づく学校方針の遵守 (月 2 回の土日休養日の設定を奨励、複数指導体制の活用) ③週休日の振替等の徹底
	<b>【目安】</b> [平日] 月50時間以内 (=2.5時間×20日) [土日] 月30時間以内 (=5時間×6日)

### (2) II 期 (3～4年度)

段階的目標	<b>【原則】</b> 1 か月 60時間以内 100%、1 か月 45時間以内 80%
働き方のルール(取組)	<b>◆統一的取組</b> ①午後 7 時30分までに退勤 (定時退勤及び可能な限り早期退勤の奨励、ノー残業デーの徹底) ②部活動指導指針に基づく学校方針の遵守 (月 2 回以上の土日休養日設定を標準化、複数指導体制の徹底) ③週休日の振替等の更なる徹底
	<b>【目安】</b> [平日] 月40時間以内 (=2時間×20日) [土日] 月20時間以内 (=4時間×5日)

### (3) III 期 (5年度)

段階的目標	<b>【原則】</b> 1 か月 45時間以内 100%
働き方のルール(取組)	<b>◆統一的取組の更なる徹底</b> ①午後 7 時までに退勤、②・③はII期と同じ

## 別記2 評価指標（KPI）の読み替え

### 【読み替え前】

○ 年次目標とする指標（平成29年度を基準）

評価指標（KPI）	平成30年度	平成31年度	平成32年度
1. 教員の時間外勤務を縮減	10%縮減	15%縮減	20%縮減
(略)			

### 【読み替え後】

○ 年次目標とする指標

評価指標（段階的目標：I期）	令和元年度	令和2年度
1 (1). 1か月の時間外勤務80時間以内を100%	80%	100%
1 (2). 1か月の時間外勤務45時間以内を60%	40%	60%
(略)		

## 公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン【概要】

### ○趣旨

限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業改善や児童生徒等に接する時間を十分確保し、教師が自らの授業を磨くとともにその人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うことをできる状況を作り出すことを目指して進められている「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として制定するもの。

### ○対象者

給特法第2条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員

※義務教育諸学校等：小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園  
教育職員：校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員

※事務職員等については、「36協定」の中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制が適用される。

### ○本ガイドラインにおける「勤務時間」の考え方

「超勤4項目」以外の自主的・自発的な勤務も含め、外形的に把握することができる在校時間を対象とすることを基本とする（所定の勤務時間外に自発的に行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除く）。

校外での勤務についても、職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間について外形的に把握し、これらを合わせて「在校等時間」として、本ガイドラインにおける「勤務時間」とする（休憩時間を除く）。

### ○上限の目安時間

① 1か月の在校等時間について、超過勤務45時間以内

② 1年間の在校等時間について、超過勤務360時間以内

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は、

1か月の超過勤務100時間未満、1年間の超過勤務720時間以内

（連続する複数月の平均超過勤務80時間以内、

かつ、超過勤務45時間超の月は年間6カ月まで）

### ○実効性の担保

- ・教育委員会は、所管内の公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等を策定し、実施状況について把握し、必要な取組を実施。上限を超えた場合、事後的に検証。
- ・文部科学省は、各教育委員会の取組の状況を把握し、公表。 等

### ○留意事項

- ・実施に当たっては、在校時間はICTの活用やタイムカード等により客観的に計測し、校外の時間についても、できる限り客観的な方法により計測する。
- ・上限の目安時間の遵守を形式的に行うことが目的化し、実際より短い虚偽の時間を記録に残したり、残させたりするようなことがあってはならない。
- ・中教審の答申において、本ガイドラインの実効性を高めるため、その根拠を法令上規定するなどの工夫を図るべきと提言されており、文部科学省として更に検討。 等